

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県環境保全基金条例		
条 例 番 号	平成 2 年神奈川県条例第 2 号	法 規 集	第 5 編第 2 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部環境農政総務課		
条 例 の 概 要	地域に根ざした環境保全活動を行うための環境保全基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	環境保全基金は、地域に根ざした環境保全活動に資するために設けられたもので、現在でも設置する必要がある。この条例は地方自治法第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、環境保全基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	環境保全基金は、環境保全のための活動基盤の整備並びに環境保全に関する知識の普及啓発及び情報の提供並びに環境保全のための実践活動の支援等に活用されており、地域に根ざした環境保全活動の永続的かつ着実な展開に有効に機能している。	19 年度実績 活動基盤の整備 4,596 千円 知識・情報の普及 5,455 千円 実践活動の支援 1,513 千円
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	環境保全基金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金及び有価証券の保有等の方法で運用されており、その事務執行・運用は、効率的に行われている。	19 年度運用実績 運用額 600,000 千円 有価証券（北海道債） 597,923 千円 定期預金等 2,077 千円 運用収益 11,564 千円
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	環境保全基金は、生活環境の保全及び自然環境の保全の推進を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性  （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)

